

令和6年度 事業報告

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

令和6年度 基本方針

地域包括支援センターの体制整備の一環として、令和5年介護保険法改正および介護保険法施行規則の改正等が行われ、総合相談支援業務の居宅介護支援事業所や在宅介護支援センターへの一部業務委託、介護予防支援の居宅介護事業所への指定対象の拡大等が令和6年4月から施行された。

本年度は、全国の地域包括・在宅介護支援センター運営の向上に資するため、制度改正の影響の検証、人材確保難への対応等、センター運営に係る諸課題の把握、分析を行い、次期介護保険制度改正に向けて要望・提言を行うべく、3年に1度実施している地域包括・在宅介護支援センター実態調査を実施した。

また、「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」では、組織強化、制度改善にむけた提言、センター職員の質向上を柱として行動指針を定めており、本会事業計画の重点課題としても位置付けている。長期目標の最終年度でもあり、組織強化の進展に向けて取り組んだ。

本会は、全国の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターをつなぐ唯一の協議会組織として、ブロックおよび都道府県・指定都市組織と連携し、全国の地域包括・在宅介護支援センターが住民の期待に応えることができるよう支援するとともに、地域共生社会の実現、および地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進等に向け、以下の事業に取り組んだ。

長期目標（令和2年度～令和6年度）

- ① 会員組織率の向上：地域包括支援センター会員 40% ⇒ 50%
- ② 全都道府県における協議会組織化

地域共生社会の実現をめざす「ビジョン実現に向けた本会の行動指針」に基づく重点課題

1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます
2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます
3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます

令和6年度 事業報告（案）

（★…地域共生社会の実現をめざす「ビジョン実現に向けた本会の行動指針」に基づく重点課題）

1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます ★

(1) 協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」の周知・活用（所管：常任協議員会、総務広報委員会、調査研究委員会、研修委員会）

- 本会の基本方針・めざすべき未来像として策定された協議会ビジョンの行動指針に基づき策定された事業計画により、令和6年度事業を遂行した。
- 本年度事業の実施にあたり、さまざまな機会や媒体により、協議会ビジョンの周知を行い、本会の理念・方針の浸透を図った。
 - ・ 各種研修会や研究大会において、資料への掲載・基調報告等で触れるなどにより周知を図った。
 - ・ ブロック主催の大会・研修会における基調報告において触れ、周知を図った。
 - ・ 都道府県・指定都市組織を通じて実施した会費無料キャンペーンの周知において、協議会パンフレットとともに協議会ビジョンを印刷・配布した。
- 「地域をむすぶ・つなぐ・つつむ実践事例集」の作成
 - ・ 協議会ビジョンの周知・活用事業の一つとして、協議会ビジョンの未来像「自分らしく暮らし続けられる地域づくり」「生き活きと働き、地域の信頼を得られる人材育成」「分野を超えた相談支援」の3つのカテゴリーに合う実践事例を会員センターから広く募集し、実践事例集として取りまとめる。
 - ・ 令和6年度に実践事例を募集し、事例集のとりまとめは令和7年度に実施する予定（応募事例数11件）。



(2) 未組織県の組織化に向けた働きかけ（所管：常任協議員会、総務広報委員会）

- 定められた担当役員を中心として、未組織県の関係者への接触を図った。
 - ・ 令和6年4月には 坂本美洋 副会長（当時）と 屋敷大作 総務広報委員長（当時）が富山県組織役員を訪問し、本会県組織化に向けた協議・交渉を行った。

(3)「会員拡大に向けた強化方策」の推進（所管：総務広報委員会）

- 長期目標「会員組織率の向上（地域包括支援センター会員）40%→50%」の達成のため、令和6年度会員拡大に向けた強化方策に基づき、全国協議会、ブロック、都道府県・指定都市組織の各段階において、重層的に取り組みを進めた。
- 都道府県・指定都市組織は、年度当初に作成した計画に基づく取組計画（令和6年5月末㍻）・取組報告（令和6年12月末㍻）により、地域包括支援センター会員数は2017センター（前年度比1センター減）、加入率は37.1%（前年度比0.2%減）となった。
 - ・ 取組計画からは、都道府県・指定都市組織において、研修会の開催、入会案内・パンフレット等の配布、既設未加入センターへの訪問・声掛け、都道府県・指定都市組織役員回答における加入促進策の検討、行政との意見交換などを実施するとの回答が多い傾向にあった。
 - ・ 地域包括支援センター会員の組織率50%を達成している都道府県・指定都市組織は15組織であった。
- 総務広報委員会において、さらなる会員拡大策について検討を行った。
 - ・ 入会年度会費の免除を行うキャンペーンの令和7年度における取り扱いについて検討し、令和7年度も引き続き実施することを決定した（令和6年度 無料キャンペーン実績：16県／令和6年度新規入会数：39センター）。

(4) ブロック組織活動の推進（所管：常任協議員会、総務広報委員会）

- 第33回 令和6年度 全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会（栃木大会／関東ブロックおよび栃木県組織と共催）の参集開催や、複数のブロック大会・研修会に本会役員が基調報告をするなどにより、本会の取組や方針などを伝えた。（本会役員が登壇したブロック大会等）
 - ・ 東北ブロック：川北雄一郎 副会長
 - ・ 東海北陸ブロック：川北雄一郎 副会長
 - ・ 九州ブロック：辻敏子 副会長

(5) 組織活動助成の実施（所管：総務広報委員会）

- 都道府県・指定都市組織およびブロックの申請に基づき総務広報委員会において審査を行い、総額16,532千円を組織活動助成として送金した。（内訳）
 - ・ 37都道府県組織 計13,761千円
 - ・ 7ブロック 計2,771千円
- 組織活動助成をより柔軟に実施・活用いただくため、下記の観点から本助成事業を運用した。
 - ・ 組織活動助成実施要項「助成対象」に基づく申請を基本としつつも、活用事例を具体的に示すことにより柔軟に活用いただくことを可とした。

2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます ★

(1) 地域包括・在宅介護支援センターをめぐる課題整理と厚生労働省への対応

(所管：制度・政策委員会)

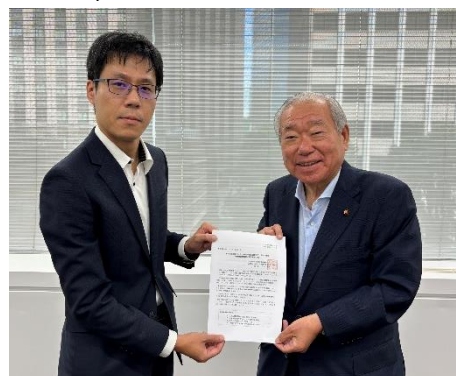
- 制度・政策委員会において、地域包括支援センターの体制整備およびケアマネジメントに係る諸課題について協議し、本会としての要望・提言事項の整理を行った。
 - ・ 第1回 制度・政策委員会（令和6年5月16日）
 - ・ 第2回 制度・政策委員会（令和6年7月24日）
 - ・ 第3回 制度・政策委員会（令和7年1月29日）
- 本会としての要望・提言書「地域包括支援センター・在宅介護支援センターの体制強化、業務負担軽減等に係る要望・提言」を厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課長に対し手交するとともに意見交換を行った。

(以下の本会会議において厚労省との意見交換会を同時開催した)

- ・ 第2回 常任協議員会（令和6年8月26日） ※ 要望・提言書を手交
- ・ 第3回 制度・政策委員会（令和7年1月29日）

(令和6年8月26日)

厚生労働省 老健局の 吉田慎 認知症施策・地域介護推進課長（左）へ要望書を手渡す 坂本美洋 会長（右）



- 厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」に、本会から川北雄一郎 副会長が構成員として参画した。
 - ・ 第1回 検討会（令和6年4月15日）
 - ・ 第2回 検討会（令和6年5月9日）
 - ・ 第3回 検討会（令和6年6月24日）
 - ・ 第4回 検討会（令和6年9月20日） ※秋山調査研究委員長が代理出席
 - ・ 第5回 検討会（令和6年11月7日）
 - ・ 第6回 検討会（令和6年12月2日）
- 第3回「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」に本会から提案書「ケアマネジメントに係る現状・課題について／地域包括・在宅介護支援センターからの5つの提案」を提出し、川北雄一郎 副会長から提案書に基づく提言・発言を行った。
 - ・ 第2回 調査研究委員会（令和6年6月14日）において論点整理し、提案書を作成した。

- 全社協・政策委員会に浜野修 制度・政策委員長が幹事として参画し、本会の意見を踏まえた提言活動を行った。
- 令和6年10月8日、全国の福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉のあり様について幅広く意見交換を行う「全社協福祉懇談会～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」に出席し、政党等各所に要望を提出した。

(全社協福祉懇談会 出席者)

- ・ 坂本美洋 会長 (青森県)
- ・ 川北雄一郎 副会長 (京都府)
- ・ 辻敏子 副会長 (長崎県)
- ・ 屋敷大作 副会長 (福井県)
- ・ 林芳繁 顧問 (奈良県)
- ・ 竹下彰人 総務広報委員長 (三重県)
- ・ 雨宮洋子 研修委員長 (大分県)
- ・ 浜野修 制度・政策委員長 (栃木県)
- ・ 佐々木勝則 常任協議員 (新潟県)
- ・ 東武志 常任協議員 (奈良県)

(2) 在宅介護支援センターの活動推進 (所管：制度・政策委員会)

- 地域の身近な相談機関である在宅介護支援センターの発展的な活動につなげるため、会員センターへの取り組み事例の発信、国への要望・提言活動等に取り組み、在宅介護支援センターの活動推進を図った。

(3) 厚生労働省との定期的な意見交換の実施 (所管：常任協議委員会、制度・政策委員会)

- 厚生労働省との定期的な意見交換等によりセンターの実情を伝え、制度等や運用の改善につなげた。
 - ・ 令和6年8月26日：第2回 常任協議委員会において実施
 - ・ 令和7年1月29日：第3回 制度・政策委員会において実施
- 本会としての要望・提言書「地域包括支援センター・在宅介護支援センターの体制強化、業務負担軽減等に係る要望・提言」を厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課長に対し手交するとともに意見交換を行った(再掲)。

(4) 地域包括支援センターに関わる国の調査研究事業 (老健事業) や国庫補助事業への委員参画や事業協力 (所管：常任協議委員会、調査研究委員会)

- 厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」に、本会から川北雄一郎 副会長が構成員として参画した (再掲)。
- 令和6年度に実施された地域包括支援センターに関わる国の調査研究事業 (老健事業等) や国庫補助事業へ委員参画した。

事業名	
事業受託社	本会からの参画者
① 【受託】年金生活者支援給付金に関する周知広報事業	
読売エージェンシー	今井敦 総務広報委員会 専門委員

② 【受託】 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業	
認知症介護研究・研修仙台センター	川北雄一郎 副会長
③ 【老健】 高齢者の孤独・孤立対策や家族介護者支援に資する地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターのネットワーク機能と地域における民間事業者の取組みとの連携による見守り活動等の充実に関する調査研究事業	
みずほリサーチ&テクノロジーズ	秋山博之 調査研究委員長 辻敏子 副会長
④ 【老健】 居宅介護支援事業所と福祉用具貸与事業所間における居宅サービス計画書等のデータ連携に向けた調査研究事業	
三菱総合研究所	山田圭子 研修委員会 副委員長
⑤ 【老健】 介護職員等における身寄りのない高齢者等に対する支援の実態に対する調査研究事業	
日本総合研究所	阿部公一 調査研究委員会 副委員長
⑥ 【老健】 ケアプランデータの蓄積・活用に関する調査研究事業	
三菱総合研究所	伊丹さち子 常任協議員
⑦ 【老健】 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実態とそれを担う主任介護支援専門員の役割に関する調査研究事業アドバイザリーボード	
PwC コンサルティング	川北雄一郎 副会長
⑧ 【自主】 地方公共団体における効果的な熱中症対策の推進に係るモデル事業 令和7年度「地域モデル事業評価委員会」	
環境再生保全機構	屋敷大作 副会長

(5) 地域包括・在宅介護支援センター実態調査 2024 の実施

(所管：調査研究委員会、制度・政策委員会)

- 本会運営内規第 14 条第 3 項の規定に基づく特別部会「地域包括・在宅介護支援センター実態調査 2024 作業部会」を調査研究委員会の下に設置し（共管：制度・政策委員会）、前回調査（実態調査 2021）の振り返りを行うとともに、実態調査 2024 の実施に向けた協議を行った。
 - ・ 国等への要望・提言活動を行う際の、より確かなエビデンスとして本会会員センターの実情を伝えるためには、実態調査の設計段階から要望課題を想定した作成を行う必要があることから、実態調査 2024 作業部会は、調査研究委員会および制度・政策委員会それぞれからの委員構成とした。
 - ・ 国等への要望活動に資する項目を設定するうえで、よりの確かな調査項目の設定・結果の分析が求められることから、国の老健事業や補助事業等の受託実績があり、地域包括支援センターに関する調査経験が豊富なシンクタンクに委託し、調査項目の検討を行った（三菱UFJリサーチ&コンサルティングへ業務委託）。

調査期間	令和6年12月23日～令和7年2月21日
回答数	地域包括支援センター：892件(44.1%) / 在宅介護支援センター：176件(28.2%)

3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます ★

(1) センター職員の資質向上に向けた、研究会・研修会の実施（所管：研修委員会）

- 本会協議会ビジョン行動指針に基づき、本会事業の重点事項として地域包括・在宅介護支援センター業務に関する制度動向、実践事例の募集・発表、参加者同士の情報共有等により、会員センター職員の資質向上に資する研究会・研修会を開催した。



- 第 33 回 令和 6 年度 全国地域包括・在宅介護支援センター研究会（栃木大会）を参集およびオンデマンド配信により開催した。

- ・ 会場：ホテルニューイタヤ（栃木県宇都宮市）
- ・ 期日：令和 6 年 11 月 11 日・12 日
（録画配信：令和 6 年 11 月 25 日～12 月 31 日）
- ・ 会員センターを中心に実践事例発表の応募があり、計 14 件の事例を研究会で発表した。
- ・ 参加者数：会場参加 163 名 / オンデマンド参加 65 か所

	会員	会員外
会場参加	148 名（参加費 9,000 円）	15 名（参加費 15,000 円）
オンデマンド参加	59 か所（参加費 15,000 円）	6 か所（参加費 20,000 円）

- ・ プログラム
〈令和 6 年 11 月 11 日：全体会形式〉

開会式	<p>開会宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜野修 氏 栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長 <p>主催挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 坂本美洋 会長 ・ 金井正人 全国社会福祉協議会 常務理事 <p>来賓挨拶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福田富一 栃木県知事（北村一郎 副知事代読） ・ 佐藤栄一 宇都宮市長
-----	--

行政説明	介護保険制度の動向と、地域共生社会の実現に向けた地域包括・在宅介護支援センターの役割と期待 ・ 吉田慎 氏 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課長
基調報告	地域共生社会の実現に向けた、地域包括・在宅介護支援センターの役割 ・ 坂本美洋 会長
シンポジウム	地域包括・在宅介護支援センターのこれから ～地域をむすぶ・つなぐ・つつむ 普通の暮らしを実現するために～ ・ 三原岳 氏 ニッセイ基礎研究所 上席研究員 ・ 澤登久雄 氏 ワーカーズコープ・センター事業団 スーパーバイザー ・ 山田圭子 研修委員会 副委員長

〈令和6年11月12日：分科会形式〉

実践事例	第1分科会 虐待防止・権利擁護 ・ 吉川悠貴 氏（助言者） 認知症介護研究・研修仙台センター 研究部長 東北福祉大学 准教授 第2分科会 地域づくり ・ 永田祐 氏（助言者） 同志社大学 社会学部 教授 第3分科会 災害に備える ・ 早川仁 氏（助言者） 社会福祉法人 流山市社会福祉協議会 事務局長 （能登半島地震被災地からの報告） ・ 石川静香 氏 石川県・七尾市地域包括支援センター
講義	地域包括・在宅介護支援センターに必要な視点とは ～気づきを活かし、地域を育むために～ ・ 永島徹 氏 NPO法人風の詩 理事長／社会福祉士事務所「風のささやき」代表 住民主体の地域づくりは、“問い”を分かち合うことから ～ 地域の力を守り立てる対話と活動支援の進め方 ・ 広石拓司 氏 株式会社エンパブリック 代表取締役
閉会	閉会挨拶 ・ 辻敏子 副会長 ・ 雨宮洋子 研修委員長

- 地域包括・在宅介護支援センター リーダー職員研修会をオンラインにて開催した。

- ・ 期日：令和6年8月19日～10月31日（ライブ研修は令和6年10月30日）
- ・ 参加者数：174名

	会員	会員外
オンデマンド参加	140名（参加費5,000円）	34名（参加費15,000円）

- ・ プログラム

〈オンデマンド研修：令和6年8月19日～10月31日〉

行政説明	介護保険制度の動向と地域包括・在宅介護支援センターの役割と期待 —リーダーに求められる知識と視点—
講義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大屋麻衣子 氏 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室 地域包括ケア推進官
座談会	地域包括・在宅介護支援センター職員に必要な知識・技術等とリーダーに求められる役割等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 山田圭子 研修委員会 副委員長 前橋市地域包括支援センター西部 主幹 地域を見つめる各機関の担当者が考える、地域包括・在宅介護支援センターの役割 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長坂朋子 氏 武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課 相談支援担当課長 ・ 前山憲一 氏 半田市社会福祉協議会 事務局次長 ・ 雨宮洋子 研修委員長

〈ライブ研修：令和6年10月30日〉

開会	開会挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨宮洋子 研修委員長
情報交換	Zoomのブレイクアウトルーム機能により45分間×計2回実施
閉会・講評	講評（閉会挨拶） <ul style="list-style-type: none"> ・ 山田圭子 研修委員会 副委員長

- 全国地域包括・在宅介護支援センター研修会をオンラインにて開催した。
 - ・ 期日：令和7年2月14日～3月31日（ライブ研修は令和7年3月11日）
 - ・ 参加者数：109名

	会員	会員外
オンデマンド参加	91名（参加費5,000円）	18名（参加費15,000円）

- ・ プログラム

〈オンデマンド研修：令和7年2月14日～3月31日〉

行政説明	地域包括・在宅介護支援センターを取り巻く政策動向 ・ 岸英二 氏 厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室長補佐
講義	ハラスメントを理解する ～しない、させない、許さない～ ・ 板橋俊幸 氏 弁護士法人龍馬 弁護士
座談会	地域包括・在宅介護支援センターが地域でできること ～センターの役割・機能をあらためて考える～ ・ 福富昌城 氏 花園大学 社会福祉学部 教授（進行兼） ・ 秋山博之 氏 京都市社会福祉協議会 地域支援部 担当部長 ・ 野口真希 氏 京都市陶化地域包括支援センター 保健師 ・ 宮崎かおり 氏 島原市地域包括支援センター 社会福祉士／介護支援専門員 ・ 中野絵梨 氏 島原市地域包括支援センター 保健師／介護支援専門員

〈ライブ研修：令和7年3月11日〉

開会	開会挨拶 ・ 雨宮洋子 研修委員長
情報交換	Z o o mのブレイクアウトルーム機能により45分間 ×計2回実施
閉会・講評	講評（閉会挨拶） ・ 辻敏子 副会長

(2) 本会主催研修会および地域包括支援センター職員研修のあり方の検討

(所管：研修委員会)

- 平成 28 年度末に本会が取りまとめた「地域包括支援センター職員研修のあり方検討委員会 報告書」について見直しを始め、地域包括支援センターを取り巻く諸課題を含め、センター職員に求められる知識・技術等を整理するとともに、本会が主催する研究大会・研修会の参加対象や開催目的の整理をはかるため研修委員会において検討を行った。

(3) 虐待・権利侵害の根絶に向けた対応 (所管：調査研究委員会、研修委員会)

- 虐待・権利侵害が発生している厳しい現実を、決して他人事ではなく自らの問題として危機感をもって受け止め、さらなる人権尊重・尊厳保持の実現、虐待・権利侵害の根絶に向けて取り組みをすすめようと令和 6 年 6 月に坂本美洋 会長による会員向けメッセージを、会報誌、メールニュース、ホームページに掲載し、会員センターに向けて発信した。
- 第 33 回 令和 6 年度 全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会（栃木大会）第 1 分科会のテーマを「虐待防止・権利擁護」とし、計 6 つの実践事例発表があった。実践事例の発表を中心に参加者とともに学びを深め、あらためて本会として虐待・権利侵害の根絶への思いを新たにした。

(4) 地域包括支援センター業務の質の向上に向けた新たな評価指標の活用促進

(所管：調査研究委員会)

- 国が新たに示す地域包括支援センターの評価指標に基づくセンター業務のさらなる質の向上を図るため、その活用・促進を図った。

(5) ホームページの活用による情報発信 (所管：総務広報委員会)

- メールニュースをホームページに掲載し情報発信の強化を図った。
- 本会が運用する広報媒体（ホームページ、会報誌「ネットワーク」、メールニュース等）の運用方法について検討を行った
- ホームページを活用した広報強化・会員増に向けたさらなる取組策として新規事業：地域をむすぶ・つなぐ・つつむネットワーク「リレー講義」の実施について検討した。

(6)「ネットワーク」の発行・電子化（所管：総務広報委員会）

- 会員センターによる取り組み好事例を全国的に共有化し、各センターにおける実践につなげることを目的として、会報誌「ネットワーク」を発行した。
 - ・ 179号（令和6年8月発行）：地域包括・在宅介護支援センターで働くことの魅力
 - ・ 180号（令和6年11月発行）：保険者（市町村）とともに地域をつくるためにセンター長等が果たすべき役割

(7) メールニュース「全国地域包括・在介協からのご案内」の発行および統合（総務広報委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センターに関わる制度動向等、会員センター運営に資する情報を掲載したメールニュース「全国地域包括・在介協からのご案内」を月1回程度、都道府県・指定都市組織を通じて会員センターに配信した。
 - ・ 年間計13号発行した。
 - ・ 全国社会福祉協議会（以下、「全社協」という）や関係団体が発行する各種刊行物の案内を掲載することにより、地域包括・在宅介護支援センター業務およびその周辺領域の知識がより深まるための参考資料として紹介した。



4. 災害見舞金制度の運用

(1) 見舞金の送金（総務広報委員会）

- 災害救助法が適用された大規模災害が発生した際には、都道府県・指定都市組織を通じた会員センターの被害状況の把握を行い、被害状況に応じて災害見舞金制度の運用を行った。
- 「災害見舞金制度」運営要綱に基づき、災害救助法が適用となった地域に存する会員センターのうち、建物や器具備品等に被害が生じた旨の報告があった下記の災害に対し、会員センターの指定口座へ見舞金の送金を行った。
 - ・ 令和6年能登半島地震：石川県（19件）190,000円

5. 国および関係機関・団体との連携、協働の推進

(1) 全国社会福祉協議会 各種委員会等への参画

○ 全社協 評議員会

評議員：藤原秀俊 副会長

評議員：坂本美洋 会長（全社協・高齢者保健福祉団体連絡協議会 会長として）

・ 第1回：令和6年6月24日

・ 第2回：令和7年3月25日

○ 全社協 高齢者保健福祉団体連絡協議会

会 長：坂本美洋 会長

監 事：川北雄一郎 副会長 / 屋敷大作 副会長

・ 監 査：令和6年5月15日

・ 総 会：

（第1回）令和6年5月15日

（第2回）令和6年6月3日

○ 全社協 政策委員会

幹 事：浜野修 制度・政策委員長

・ 第1回：令和6年4月25日

・ 第2回：令和6年6月24日

・ 第3回：令和6年8月23日

・ 第4回：令和6年10月8日

・ 第5回：令和6年12月25日

・ 第6回：令和7年2月27日

○ 全社協 福祉施設長専門講座運営委員会

委 員：辻敏子 副会長

・ 開催なし

○ 全社協 国際社会福祉基金委員会

委 員：川北雄一郎 副会長

・ 第1回：令和6年7月8日

・ 第2回：令和7年2月21日

(2) 消費者庁「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」への参画

○ 令和6年10月16日に開催された第20回 高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会 に参画した（事務局対応）。

○ 当該ネットワーク参画団体向けの高齢消費者への注意喚起等の情報について、都道府県・指定都市組織を通じて会員センターに周知した。

(3) その他、関係団体への事業協力や委員派遣

○ メールニュース等を通じて、関係団体の案内等を会員センターに周知し、その事業への協力を行った。

- ・ 令和7年度発行メールニュースにおける「全社協・他団体からのお知らせ」に掲載した関係団体の案内等

	掲載内容	主催団体	メールニュース
1	「孤独・孤立対策強化月間／民生委員・児童委員、老人クラブ、社協による全国キャンペーン」に関する周知	全社協 ほか	No. 1（令和6年 4月30日発行号）
2	「ふくし未来塾」（第4期生）募集	全社協	
3	「消費者月間」に関する周知	消費者庁	
4	「こどもまんなか 児童福祉週間」に関する周知	こども家庭庁ほか	
5	令和6年度「スーパービジョン研修会」受講者募集	全社協	No. 2（令和6年 5月31日発行号）
6	令和6年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集（民間社会福祉事業職員課程・秋期コース）	全社協	
7	令和5年度事業報告等	全社協	No. 3（令和6年 6月30日発行号）
8	「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律／高齢者の不当な寄附の勧誘被害」に関する注意喚起	消費者庁	No. 4（令和6年 7月31日発行号）
9	特設ページ「渋沢栄一と社会福祉」	全社協	
10	「老人の日」「老人週間」に関する周知	全社協 ほか	
11	令和6年度「福祉ビジョン 21世紀セミナー」受講者募集	全社協	No. 5（令和6年 8月31日発行号）
12	「H. C. R. 2024 / 第51回 国際福祉機器展&フォーラム」に関する周知	保健福祉 広報協会	No. 6（令和6年 9月11日発行号）
13	第78回「赤い羽根共同募金運動」に関する周知	中央共同 募金会	No. 7（令和6年 9月30日発行号）
14	「国際交流・支援活動会員」登録／支援依頼	全社協	No. 8（令和6年 11月30日発行号）
15	「成年後見制度・成年後見登記制度」に関する周知	法務省	No.12（令和7年 2月28日発行号）
16	「戸籍の氏名のフリガナ制度」に関する周知	法務省	No.13（令和7年 3月31日発行号）

6. 諸会議の開催

○ 協議員総会の開催

- ・ 第1回：令和6年5月30日〈参集開催〉
- ・ 第2回：令和7年3月7日〈オンライン開催〉

○ 常任協議員会の開催

- ・ 第1回：令和6年5月28日〈オンライン開催〉
- ・ 第2回：令和6年8月26日〈参集開催〉 ※厚労省との意見交換会
- ・ 第3回：令和6年12月6日〈オンライン開催〉
- ・ 第4回：令和7年2月17日〈オンライン開催〉

○ 正副会長会議の開催

- ・ 第1回：令和6年5月21日〈参集開催〉
- ・ 第2回：令和6年5月30日〈参集開催〉
- ・ 第3回：令和6年8月8日〈オンライン開催〉
- ・ 第4回：令和6年12月3日〈オンライン開催〉
- ・ 第5回：令和7年2月10日〈オンライン開催〉

○ 常設委員会の開催

総務広報委員会

- ・ 第1回：令和6年5月13日〈オンライン開催〉
- ・ 第2回：令和6年10月28日〈オンライン開催〉
- ・ 第3回：令和7年2月3日〈オンライン開催〉

調査研究委員会

- ・ 第1回：令和6年5月1日〈オンライン開催〉
- ・ 第2回：令和6年6月14日〈参集開催〉
- ・ 第3回：令和7年1月30日〈オンライン開催〉

研修委員会

- ・ 第1回：令和6年10月2日〈オンライン開催〉
- ・ 第2回：令和7年1月28日〈オンライン開催〉

制度・政策委員会

- ・ 第1回：令和6年5月16日〈オンライン開催〉
- ・ 第2回：令和6年7月24日〈オンライン開催〉
- ・ 第3回：令和7年1月29日〈オンライン開催〉 ※厚労省との意見交換会

- 運営内規第 14 条に基づく部会の開催
 - ネットワーク制作部会（所管：総務広報委員会）
 - ・ 第 1 回：令和 7 年 3 月 27 日〈オンライン開催〉
 - 実態調査 2024 作業部会（所管：調査研究委員会）
 - ・ 第 3 回：令和 6 年 9 月 6 日〈参集開催〉
 - ・ 第 4 回：令和 6 年 10 月 4 日〈参集開催〉
 - ※ 第 1 回および第 2 回は令和 5 年度に開催

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 会員センター数・入退会状況一覧

ブロック	都道府県・指定都市名 (未組織県:★)	本会会員数 (令和6年12月18日現在)										厚労省 (R5.4) 地域包括 支援センター (E)	地域包括 支援センター 加入率 (C/E)	会員組織率 50%達成 までの数 (F)
		在宅介護支援センター (ﾌﾟﾗﾝｸ含む)					地域包括支援センター (ｶﾞｰﾝﾀｰ含む)							
		会員数 (A)	5年度末 (B)	6年度 入会数	6年度 退会数	増減 (A-B)	会員数 (C)	5年度末 (D)	6年度 入会数	6年度 退会数	増減 (C-D)			
	北海道	8	9	-	1	-1	152	148	5	1	4	279	54.5%	
東北	青森県	71	71	-	-	-	55	55	-	-	-	73	75.3%	
	岩手県	18	18	-	-	-	23	23	1	1	-	74	31.1%	14
	宮城県	3	3	-	-	-	18	18	-	-	-	81	22.2%	23
	仙台市	-	-	-	-	-	53	52	1	-	1	52	101.9%	
	秋田県	25	33	-	8	-8	51	51	1	1	-	65	78.5%	
	山形県	1	1	-	-	-	15	16	-	1	-1	75	20.0%	23
	福島県	1	1	-	-	-	101	101	-	-	-	126	80.2%	
	ブロック全体	119	127	-	8	-8	316	316	3	3	-	546	57.9%	
関東	茨城県	17	19	-	2	-2	21	22	1	2	-1	92	22.8%	25
	栃木県	3	5	-	2	-2	46	46	2	2	-	102	45.1%	5
	群馬県	13	13	1	1	-	50	51	-	1	-1	113	44.2%	7
	埼玉県	16	17	-	1	-1	37	38	-	1	-1	262	14.1%	94
	さいたま市	8	9	-	1	-1	8	8	-	-	-	27	29.6%	6
	千葉県	25	25	-	-	-	86	83	4	1	3	228	37.7%	28
	東京都	18	18	-	-	-	230	229	4	3	1	465	49.5%	3
	★ 神奈川県	-	-	-	-	-	10	9	1	-	1	228	4.4%	104
	横浜市	-	-	-	-	-	146	146	-	-	-	147	99.3%	
	新潟県	4	4	-	-	-	14	14	-	-	-	118	11.9%	45
	山梨県	2	4	-	2	-2	15	16	-	1	-1	38	39.5%	4
	長野県	3	4	-	1	-1	10	13	-	3	-3	137	7.3%	59
	静岡県	6	6	-	-	-	82	84	1	3	-2	160	51.3%	
	ブロック全体	115	124	1	10	-9	755	759	13	17	-4	2,117	35.7%	304
東海・北陸	★ 富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	61	0.0%	31
	石川県	11	13	-	2	-2	23	22	1	-	1	56	41.1%	5
	福井県	8	8	-	-	-	27	26	1	-	1	46	58.7%	
	岐阜県	1	1	-	-	-	29	29	2	2	-	96	30.2%	19
	愛知県	4	4	-	-	-	104	104	-	-	-	242	43.0%	17
	三重県	33	33	-	-	-	23	23	-	-	-	67	34.3%	11
	ブロック全体	57	59	-	2	-2	206	204	4	2	2	568	36.3%	78
近畿	★ 滋賀県	-	1	-	1	-1	2	1	1	-	1	61	3.3%	29
	京都府	3	3	-	-	-	34	34	-	-	-	66	51.5%	
	京都市	15	15	-	-	-	61	61	-	-	-	61	100.0%	
	大阪府	63	64	-	1	-1	66	65	3	2	1	284	23.2%	76
	兵庫県	38	39	-	1	-1	144	144	-	-	-	213	67.6%	
	奈良県	26	26	-	-	-	18	16	2	-	2	70	25.7%	17
	★ 和歌山県	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	50	0.0%	25
	ブロック全体	146	149	-	3	-3	325	321	6	2	4	805	40.4%	78
中国	★ 鳥取県	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	38	7.9%	16
	★ 島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	0.0%	14
	岡山県	10	10	-	-	-	40	38	3	1	2	70	57.1%	
	★ 広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106	0.0%	53
	山口県	8	9	-	1	-1	27	28	1	2	-1	62	43.5%	4
	ブロック全体	18	19	-	1	-1	70	69	4	3	1	304	23.0%	82
四国	徳島県	24	24	-	-	-	5	5	-	-	-	36	13.9%	13
	香川県	32	32	-	-	-	1	1	-	-	-	18	5.6%	8
	★ 愛媛県	1	1	-	-	-	5	5	-	-	-	43	11.6%	17
	★ 高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44	0.0%	22
	ブロック全体	57	57	-	-	-	11	11	-	-	-	141	7.8%	60
九州	★ 福岡県	3	3	-	-	-	1	1	-	-	-	213	0.5%	106
	佐賀県	31	32	-	1	-1	28	28	-	-	-	43	65.1%	
	長崎県	2	2	-	-	-	20	21	-	1	-1	52	38.5%	6
	熊本県	10	12	1	3	-2	19	20	-	1	-1	81	23.5%	22
	大分県	2	2	-	-	-	33	32	1	-	1	61	54.1%	
	宮崎県	4	4	-	-	-	36	36	1	1	-	70	51.4%	
	鹿児島県	51	51	-	-	-	27	28	-	1	-1	63	42.9%	5
	沖縄県	1	2	-	1	-1	23	24	-	1	-1	88	26.1%	21
	ブロック全体	104	108	1	5	-4	187	190	2	5	-3	671	27.9%	149
	合計	624	652	2	30	-28	2,022	2,018	37	33	4	5,431	37.2%	694

※調査時点が異なるため、加入率が100%超となる場合がある。

令和6年6月24日

ケアマネジメントに係る現状・課題について 地域包括・在宅介護支援センターからの5つの提案

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

ケアマネジメントに係る諸課題に対し、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会や地域包括・在宅介護支援センターとして対応しうる視点を、5つ提案いたします。

これまで地域包括・在宅介護支援センターが担ってきた（期待されてきた）役割に加え、地域のさまざまな機関と連携し、ともによりよい地域づくりをめざしたいと思います。

(1) 地域包括ケアシステムの中核機関として地域内の適切な機関と連携してきたノウハウを活かします

- ・ 地域包括支援センターが地域の中核機関として地域内の適切な機関と連携することにより、介護支援専門員の業務範囲や役割を超える対応、複合・複雑化した事例等にも対応していくことができます。
- ・ 例えば、成年後見制度利用促進の中核機関や重層的支援体制整備事業の多機関協働事業者と連携することにより、地域包括支援センターが伴走的に介護支援専門員を支援します。

(2) 介護支援専門員の理解・やりがい等を広めることに、私たち地域包括・在宅介護支援センターも積極的に関わります

- ・ 介護支援専門員の業務や役割を明確化するために、地域住民、関係機関、そして介護支援専門員自身の「介護支援専門員の理解（やりがい等も含めて）」を広めていく必要があります。
- ・ 地域包括支援センターは、各種の地域や関係機関との会議等（地域ケア会議や協議体、地域との会合等）を通じて周知・広報していくことができます。
- ・ 介護支援専門員のあるべき姿の明確化や共通認識の醸成を可能にしていくような取り組みや、介護支援専門員の魅力向上に、私たちも関わっていきたいと考えています。

(3) 地域包括支援センターとの連携により、高齢者虐待等の権利侵害の防止にもつながります

- ・ 全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会では人権尊重・尊厳保持の実現に向けた「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言」を行っています。高齢者虐待等の権利侵害の早期発見・対応につなげるため、「気づくことで、傷つけない未来」へ互いに連携をしていくことが重要です。
- ・ 介護者支援を介護支援専門員で抱え込まず、地域包括支援センターと連携して対応していく連携型の介護者支援を実践することが高齢者虐待等の権利侵害の防止につながると考えます。

(4) 地域で必要とされる研修機会・視点を地域とともに共有できます

- ・ 都道府県・市町村単位で行われている事例検討会やスキルアップ研修などの情報提供の強化が必要です。
- ・ ケアマネジメントの質を高める取り組みは、各地で行われており、地域包括支援センターでも事例検討会や研修会などを開催することも可能であり、他機関より多数の研修案内等の情報も入ります。地域包括支援センターは地域の状況やニーズ等に応じて、多機関連携を通じて、地域を支える人材育成の取り組みを進めていきます。

(5) 地域包括支援センターの主任介護支援専門員だからこそできる、地域づくり

- ・ 地域包括支援センターの主任介護支援専門員は介護支援専門員へのスーパービジョンだけではなく、地域全体の体制整備や連携促進など、地域支援事業に基づく役割や業務を果たしています。
- ・ 従来の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を強化し、以上の取組を地域包括支援センターにおいて中心的に担うことが、今後、地域包括支援センターの主任介護支援専門員に求められる役割になると考えます。

ケースの重度化・複雑化・困難化防止や早期の権利侵害防止のための予防的対応（専門職の抱え込み防止、見守りという名の放置防止等）に、地域包括支援センターは従前の包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を強化して取り組むことが使命だと考えます。

地域包括ケアシステムの深化・推進に伴う「地域包括支援センターの体制整備」に係る制度改正は、まだ現場が実感できる負担軽減にまではつながっていませんが、今後徐々にその成果が示されるものと承知しています。厚生労働省には、今後さらに都道府県や市区町村への周知徹底を図っていただき、地域包括・在宅介護支援センターの現場で働く職員が負担の軽減を実感できるようになることを希望します。それによって、本検討会の論点となっているケアマネジメントに係る現状・課題に対し、地域包括・在宅介護支援センターはさらなる貢献ができるものと考えています。

厚生労働大臣 武見 敬三 様

地域包括支援センター・在宅介護支援センターの体制強化 業務負担軽減等に係る要望・提言

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
会 長 坂本 美洋

地域包括・在宅介護支援センターは、地域における医療・福祉・介護連携の中核的な機関として、相談対応、サービス調整、高齢者虐待をはじめとする権利擁護、地域のケアネットワーク構築など、多岐にわたる業務に取り組んでいます。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和 4 年 12 月 20 日／社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、地域包括支援センター（以下、センター）の体制整備を含む制度改正がされました。しかし、改正法によるセンターの体制整備の効果を実感できずにいます。

業務量の増加にともなうセンターの業務負担の軽減が早急に解決すべき課題となっていることに加え、3 職種をはじめとする人材確保が困難な状況にあり、センターの存続にかかわる喫緊の課題となりつつあります。

については、センターの現状や今般の制度改正等を踏まえ、センターの運営や事業遂行にかかわる下記の要望ならびに提案をいたします。

全国の地域包括・在宅介護支援センターが、その持てる力を発揮し、期待される役割に答え、よりよい“地域づくり”の中核機関として、より一層取り組みを推進することができるよう、お取り計らいのほどお願いいたします。

記

[要望・提言事項]

1. 人員配置基準等の見直し等による体制強化
2. 介護予防支援ケアマネジメント業務の負担軽減
3. 在宅介護支援センターの活用の促進
4. (主任) ケアマネジャーの人材確保に向けた対応

1. 人員配置基準等の見直し等による体制強化

近年、総合相談件数の増加とともに、センターの設置数も増加しています。センターに期待されている役割を鑑みると、地域包括ケアシステムの深化・推進に当たり、地域において必要不可欠な機関として位置づけられています。

センターが設置目的を十分に果たし、国民、地域社会の期待に応えるため、以下について要望いたします。

(1) 人材確保難の実情を踏まえた専門職（3職種）の有効活用に向けた方策

① 専門職の配置の弾力化・拡大について

人材確保難のなか、現行の3職種を各1名以上配置する場合には、地域福祉分野や相談実務で経験のある精神保健福祉士、介護福祉士、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士）等3職種以外の専門職も、地域の実情を踏まえて配置することができるよう、専門職の基準の弾力化・拡大を要望します。

センターの3職種は保健福祉に関する専門性を活かし、総合相談をはじめセンターの中核的業務を担っており、その体制を充実・強化することが、センターの機能を向上させるためには必要です。

地域における高齢者を取り巻く課題や、その支援の対象範囲も拡大しており、これらに対応するためには人員の確保はもとより、より重層的に専門職種を加えた体制が必要であると考えます。3職種に限定されている資格を弾力化・拡大し、総合相談支援業務の充実、多様で複雑な相談に対応できる体制整備が可能となるようにしてください。

② 事務職員の配置基準上での明確化

3職種の専門職の業務負担軽減を図るため、事務職員をセンターの配置基準上、明確に位置付けるよう要望します。

センターの3職種は、高齢者とその家族が抱える多様化・複雑化したさまざまな問題を解決するために必置とされている専門的知識を有した“専門職”ですが、一方でセンターにおける事務的作業も担っている実態があります。

国の調査研究事業においても、電話対応や事務所待機、書類整理、契約書の作成など、必ずしも専門職でなくても支障なく遂行できる業務については、切り分けて事務職員が担うことの有用性が示されています。

総合相談支援業務等の事務作業等の負担軽減を図り、3職種の専門性をより効果的に活用できるよう事務職員を配置基準上に明確に位置付けるとともに、市町村が積極的に事務職員の配置を行うことが意識付けられるよう、国からの推奨をお願いいたします。

2. 介護予防支援ケアマネジメント業務の負担軽減

令和3年度介護報酬改定において委託連携加算が新設されましたが、委託促進の顕著な効果が現れておらず、介護予防ケアマネジメント業務の負担軽減を求める声が、依然全国のセンターから寄せられています。「介護保険制度の見直しに関する意見」では、“センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当”とされたところではあるものの、実情は居宅介護支援事業所への業務委託を一層促進する措置等のさらなる業務負担軽減策を講ずることが必要な状況です。

全国のセンターにおける業務負担軽減の実現に向けて、以下の事項について、実施をお願いいたします。

(1) 居宅介護支援事業所への業務委託の推進

保険者による居宅介護支援事業所への業務委託推進の働きかけの推進

介護予防ケアマネジメント業務の居宅支援事業所への委託の推進に向けて、市区町村が居宅介護支援事業所への働きかけを積極的に行うよう、国から都道府県、市区町村へ周知してください。

居宅介護支援事業所への委託が進まない背景には、市区町村からの居宅介護事業所への働きかけがないという実態があります。これを踏まえ、国として改めて業務委託の推進を図ってください。

(2) ICTの有効活用等によるセンターの機能強化と事務量軽減に資する環境整備

① センター業務のシステム化の推進

介護予防ケアマネジメント、サービス提供に係るシステム化を進め、全国の自治体において情報連携を可能とする標準仕様等の開発と活用の早期実現を進めてください。

センターの一定の関与を担保した上での「介護予防支援の指定対象の拡大」や、センターの業務との一体性を確保した上での「総合相談支援事業の一部委託」を促進するにあたっては、標準仕様のICTを活用したセンターと委託先双方の情報連携による業務効率化が必要です。センター業務のシステム化の推進を求めます。

② ICTの有効活用のための運用改善の周知

ICTを活用した業務効率化のために、個人情報保護法等の適切な解釈の周知をお願いします。

センターとサービス事業所等やセンターと自治体等とのICTを活用した情報連携、資料作成作業を削減する等の取り組みは自治体により異なります。

システムを有していても個人情報漏洩の観点からWEB会議での取扱いができない、端末入力が訪問時にはできないという運用が行われ、業務の効率化が進んでいない実態もあります。全国的に正しい運用が行われるよう、個人情報保護法等の適切な解釈の周知をお願いいたします。

3. 在宅介護支援センターの活用の促進

老人福祉法に規定され中立公正な機関である在宅介護支援センターの機能を有効活用し、地域包括支援センターのサブセンター、ブランチの委託の促進を市区町村に働きかけ、センターの業務負担軽減、包括的ケアのネットワークの強化を図ってください。

本会の「実態調査 2021」や国の調査研究事業においても、住民に身近なサブセンター・ブランチの有効性は説明されています。

在宅介護支援センターは、より地域に身近な存在として、見守りが必要な人への継続的な支援、相談対応、訪問や通いの場支援、認知症対応、介護予防ケアプランの作成等を行っており、その活用によりセンターの業務負担の軽減と地域包括ケアのネットワークの強化を図ることができます。ぜひ市区町村等に対し、在宅介護支援センターの積極的な活用を促してください。

4. (主任) ケアマネジャーの人材確保に向けた対応

近年、介護職がめざすキャリアアップの対象にケアマネジャーがなり得ていない現実があります。ケアマネジャー試験の合格率も低調であり、このままケアマネジャー不足が慢性化すると、3職種のひとつとして必置となっている主任ケアマネジャーの数も減少することになります。たとえセンターの主任ケアマネジャーに「準ずる者」を拡大したり、複数圏域において柔軟な人員配置を可能にしたとしても、多くのセンターで3職種を確保できない事態が既に起きはじめています。ケアマネジャーの人材確保に向け、下記について要望します。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の観点から、センターの主任ケアマネジャーだからこそできる地域のケアマネの支援や“地域づくり”の効果的な展開のためには、センターの主任ケアマネジャーに本来期待されている役割と現状（予防プランの作成に忙殺される等）との乖離への対応（主任ケアマネの業務の整理及び、本来業務を遂行できる体制整備等）が求められます。

加えてケアマネジャーの必要数の確保と定着の観点から、特に以下の2点を強く求めます。

- i) ケアマネジャーの質を保ちつつ合格率を高める試験のあり方についての早急な検討。
- ii) 主任ケアマネジャーの更新研修について、質の担保を前提とした受講負担の軽減策の実施。

令和6年10月8日

地域包括支援センター・在宅介護支援センターの体制強化 業務負担軽減等に係る要望・提言

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
会長 坂本 美洋

地域包括・在宅介護支援センターは、地域における医療・福祉・介護連携の中核的な機関として、相談対応、サービス調整、高齢者虐待をはじめとする権利擁護、地域のケアネットワーク構築など、多岐にわたる業務に取り組んでいます。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日／社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、地域包括支援センター（以下、センター）の体制整備を含む制度改正がされました。しかし、改正法によるセンターの体制整備の効果を実感できずにいます。

とくに業務量の増加にともなうセンターの業務負担の軽減は早急な解決が必要な課題となっています。さらに3職種〈社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員〉をはじめとする人材確保が困難な状況にあり、センターの存続にかかわる喫緊の課題となりつつあります。

ついては、センターの現状や今般の制度改正等を踏まえ、センターの運営や事業遂行にかかわる下記の要望ならびに提案をいたします。

全国の地域包括・在宅介護支援センターが、その持てる力を発揮し、期待される役割に応え、よりよい“地域づくり”の中核機関として、より一層取り組みを推進することができるよう、お取り計らいのほどお願いいたします。

1. 人員配置基準等の見直し等による体制強化

（1）人材確保難の実情を踏まえた専門職（3職種）の有効活用に向けた方策

① 専門職の配置の弾力化・拡大について

人材確保難のなか、現行の3職種を各1名以上配置する場合には、地域福祉分野や相談実務で経験のある精神保健福祉士、介護福祉士、リハビリ専門職（理学療法士、作業療法士）等3職種以外の専門職も、地域の実情を踏まえて配置することができるよう、専門職の基準の弾力化・拡大を要望します。

② 事務職員の配置基準上での明確化

3職種の専門職の業務負担軽減を図るため、事務職員をセンターの配置基準上、明確に位置付けるよう要望します。

2. 介護予防支援ケアマネジメント業務の負担軽減

(1) 居宅介護支援事業所への業務委託の推進

保険者による居宅介護支援事業所への業務委託推進の働きかけの推進

介護予防ケアマネジメント業務の居宅支援事業所への委託の推進に向けて、市区町村が居宅介護支援事業所への働きかけを積極的に行うよう、国から都道府県、市区町村へ周知してください。

(2) ICTの有効活用等によるセンターの機能強化と事務量軽減に資する環境整備

① センター業務のシステム化の推進

介護予防ケアマネジメント、サービス提供に係るシステム化を進め、全国の自治体において情報連携を可能とする標準仕様等の開発と活用の早期実現を進めてください。

② ICTの有効活用のための運用改善の周知

ICTを活用した業務効率化のために、個人情報保護法等の適切な解釈の周知をお願いします。

3. 在宅介護支援センターの活用の促進

老人福祉法に規定され中立公正な機関である在宅介護支援センターの機能を有効活用し、地域包括支援センターのサブセンター、ブランチの委託の促進を市区町村に働きかけ、センターの業務負担軽減、包括的ケアのネットワークの強化を図ってください。

4. (主任) ケアマネジャーの人材確保に向けた対応

近年、介護職がめざすキャリアアップの対象にケアマネジャーがなり得ていない現実があります。ケアマネジャー試験の合格率も低調であり、このままケアマネジャー不足が慢性化すると、3職種のひとつとして必置となっている主任ケアマネジャーの数も減少することになります。たとえセンターの主任ケアマネジャーに「準ずる者」を拡大したり、複数圏域において柔軟な人員配置を可能にしたとしても、多くのセンターで3職種を確保できない事態が既に起きはじめています。ケアマネジャーの人材確保に向け、下記について要望します。

- i) ケアマネジャーの質を保ちつつ合格率を高める試験のあり方についての早急な検討。
- ii) 主任ケアマネジャーの更新研修について、質の担保を前提とした受講負担の軽減策の実施。